

## 質問回答書

業務名：人材育成支援システム導入業務委託

項番	質問事項	回答
1	<p>仕様書&gt;4ページ「13. その他 (5)」 弊社がご提供するシステムは、複数のお客様で共通基盤を利用するクラウドサービス (SaaS) となります。そのため、ご契約に際しては原則として弊社のサービス利用規約を適用させていただいております。本仕様書に定めのない事項については受託者の利用規約が適用いただける、という解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書は受託者に対して、業務目的を達成できるよう備えていただきたい要件等を提示しています。</p> <p>システム利用において、受託者の定めるサービス利用規約は適用されるものと認識しています。</p>
2	<p>仕様書&gt;3ページ「7. サポート体制の要件 (1)(2)」 人事異動時の組織図変更等は、弊社システムの一括更新機能等を用いて本市 (職員様) にて容易に実施いただける仕様となっており、弊社はその操作方法の案内や支援等の「サポート・助言」を行っております。設定作業への操作支援・サポートをもって、本要件を満たしているという解釈でよろしいでしょうか。それとも作業そのものの代行 (アウトソーシング) が必須となりますでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>しかし、代行の必要がないほど容易であれば、契約締結に向けた調整の際にその旨をお知らせ願います。</p>
3	<p>仕様書&gt;4ページ「12. 個人情報の管理 (5)」 弊社システムにおいては、登録されたデータをCSV形式等で本市 (職員様) にて一括ダウンロードいただける標準機能を提供しております。業務終了時のデータの返還につきましては、契約期間内に本市にて当該機能を用いてデータを抽出・取得していただくこととし、契約終了後は、弊社のサービス運用仕様に基づきシステム上のデータを確実に消去する、および「データ破棄証明書の発行」という対応をもって、本要件を満たしているという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

4	<p>本件、「人材育成支援システム導入業務委託」とのことから、業務委託契約書の締結を想定しておりますでしょうか。</p> <p>もし業務委託契約書の締結が必要な場合、ひな形で構いませんので、契約書のひな形のご提供をお願いいたします。</p>	<p>業務委託契約書の締結を想定しています。</p> <p>他の委託業務にて当課が使用している契約書を別紙にて提供します。</p> <p>なお、契約締結時には必要に応じて内容の見直しが行われることもあります。</p>
5	<p>仕様書&gt;1ページ「6. 機能要件 (1) ①」</p> <p>利用しているExcel評価シート、また運用方法がわかる資料があれば一式すべてご提供お願いいたします。</p>	<p>Excel評価シート及びPDFデータ「豊見城市職員の人事評価に関する実施要領」を個別のメールアドレスへ送付します。</p> <p>提供を希望する業者はその旨を以下の連絡先までお知らせ願います。</p> <p><b>【E-maiアドレス】</b> jinji@city.tomigusuku.lg.jp</p>

業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 人材育成支援システム導入業務委託
- 2 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月31日
- 3 業 務 委 託 料 〇〇〇円
- 4 契 約 保 証 金 〇〇〇円 または 免除（豊見城市契約規則第30条第1項第〇号）

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、委託者と受託者とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年〇月〇日

委託者 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1  
豊見城市長 徳元 次人

受託者

委託業務について委託者 豊見城市長 徳元 次人（以下「委託者」という。）と受託者 ○○会社 代表○○（以下「受託者」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 受託者は、委託者が提示する別紙の仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」）内に、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第3条 受託者は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務内容の変更等）

第4条 委託者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償するものとし、その賠償額は委託者と受託者とが協議して定める。

（履行期間の延長）

第5条 受託者は、その責めに帰することのできない理由により履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第6条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の支払のために必要な経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰する理由による場合においては、この限りでない。

（完了確認及び引渡し）

第7条 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務が完了した旨を委託者へ通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認し、業務委託料の額を確定した後、当該完了確認の結果及び業務委託料の確定額を受託者に通知しなければならない。なお、確定額は、当該業務に要する経費に係る適正な支出額と業務委託料とのいずれか低い額とする。

3 受託者は、完了確認の通知を受けたときは、遅滞なく契約の目的物を委託者に引き渡すものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第8条 委託者は、受託者の責めに帰する理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後相当の期間内に業務を完了する見込みがあると認めるときは、受託者から違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、業務委託料に対して、遅延日数に応じ年3.0%の割合で計算した額とする。

(業務委託料の支払)

第9条 受託者は、第7条第2項の規定による完了確認の通知を受けたときは、委託者の指示する手続に従って業務委託料の支払を書面により請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(委託者の解除権)

第10条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、業務の履行ができないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第12条第1項の規定によらないで、受託者が契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、業務の終了した部分を確認し、相応する業務委託料を支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、契約を解除する部分の業務委託料相当額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第8条の規定による違約金の徴収を妨げないものとする。

(委託者の任意解除権)

第11条 委託者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 第1項の規定により契約を解除した場合には、委託者は、これによって生じた受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(受託者の解除権)

第12条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第4条第1項に規定する協議が整わないとき。

(2) 天災その他の不可抗力により業務を完了することが不可能となったとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 第10条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(かし担保)

第14条 委託者は、第7条第3項の引渡しの日から起算して1年以内に契約の目的物にかしを発見したときは、受託者に対し指定する期限までに当該かしの修補をさせることができる。

2 委託者は、前項のかしの修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(業務の調査等)

第15条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(紛争の解決)

第16条 この契約書の各条項において委託者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関して委託者と受注者との間に紛争が生じた場合には、委託者と受注者とが協議により選任した者のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、委託者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(その他)

第17条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。